

水巻町周遊拠点施設チャレンジショップ募集要項

活力ある元気な商業活動への参入環境づくりを図ると共に、水巻町周遊拠点施設(以下、「施設」という。)利用者等との交流とにぎわいの場をつくり、活性化を図ることを目的として実施するチャレンジショップ事業に係る各取扱いについて次のとおり定める。

1. 実施主体・名称・住所・店舗面積・出店申請期間・使用料

実施主体:水巻町

名 称:水巻町周遊拠点施設(ICOTTO!MIZUMAKI) チャレンジショップ

住 所:福岡県遠賀郡水巻町猪熊一丁目9番19号

店舗面積:9.9 m²(約 3 坪)(※別紙図参照)

出店申請期間:2 年間(最長)

使用料 :5,000 円/月

2. 開店までのスケジュール

別紙「チャレンジショップ 開店までのスケジュール(予定)」をご参照ください。

3. 募集業種

①飲食品の提供(テイクアウト形式)

②小売業

※既に施設内で提供している以下のメニュー・商品は販売することができません。

○珈琲工房ウインドファーム様の主なメニュー・商品

⇒コーヒー類、ソフトクリーム

○元祖トマトラーメン 三味様の主なメニュー・商品

⇒トマトラーメン

※単なる事務所としての使用できません。

※チャレンジショップ内で調理等を行わず、飲食品の販売のみを目的に出店することは原則できません。

(例:弁当やお惣菜をチャレンジショップ以外の場所で調理

⇒チャレンジショップに持ち込んで、単に販売のみを行うことは原則できません。)

※チャレンジショップ内にお客様が利用する机や椅子を設置する等の飲食店形式での営業はできません。

※チャレンジショップ内で火を使用して調理することはできません。

※法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業の出店はできません。

4. 応募資格(以下の条件をすべて満たすこと)

- ①個人やグループまたは法人。(中小企業者に限る。)
 - ②将来、水巻町内にて開業・新規事業・店舗経営することを希望する者。
 - ③地域や水巻町商工会の活動に積極的に参加し、協調性が維持できる者。
- ※許認可が必要な業種・事項は、出店までに事業者自身が必ず取得してください。
応募する時点では不要です。

5. 応募の制限

以下の項目に該当する方は応募することはできません。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方。
- ②暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属する方。また、応募時に提出する必要がある誓約書の2～4に記載されている内容に該当する方。
- ③外国人の方で永住権、就労ビザをお持ちでない方。
- ④町税等に滞納がある方。
- ⑤その他本町が応募資格を満たさないと判断した方。

6. 審査基準

応募資格を満たしていることその他、以下の項目に沿って審査します。

- ①コンセプト(目的)、②意欲、③開業意思、④ニーズ、⑤思考特性、⑥事業計画、⑦事業継続性

7. 募集方法・審査方法

- ①水巻町のホームページ等により出店希望者を公募します。
- ②出店希望者は添付資料含む「チャレンジショップ出店申請書」(様式1)を水巻町役場 企画課企画係に提出するものとします。なお、提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- ③水巻町役場内に設置する「チャレンジショップ審査会(以下、「審査会」という。)」で審査します。
- ④審査方法は、審査会にて1次審査として書類審査を行い、その合格者は2次審査として面接の上、出店の可否を決定するものとします。

※審査結果に関するお問い合わせには、一切応じませんので、予めご了承ください。

※審査の結果、決定した出店予定者については町ホームページで公表します。

8. 募集期間・出店申込方法

募集期間:令和7年3月14日(金)～5月16日(金)

出店申込:上記期間中、開庁日の8時30分～17時15分において、出店申込書に必要な書類を添えて水巻町役場 企画課企画係に持参してください。または郵送にて提出してください。

※郵送の場合は、必着とします。

9. 出店に関する手続き(使用許可申請)

- ①出店予定者は「行政財産使用許可申請書」の提出が必要です。詳細については、出店予定者が決定後に連絡します。
- ②使用許可の期間は、1年とします。ただし、使用許可期間の延長を希望される場合には、更に1年の延長の申請が可能です。(最長2年間まで延長が可能。)申請後、当町にて内容を確認した上で、使用許可を行います。なお、延長の申請は、使用許可期間満了日の1ヶ月前までに行うものとします。
- ③開業時の準備や閉店時の片付け等も含め、使用許可期間内に対応してください。期間外に準備・片付けを行うことはできません。
- ④当町が出店予定者として不適当と判断した場合は、使用許可期間内でも許可を取り消す場合があります。また、延長含む申請を許可しないことがあります。

10. 経費等の負担

- ①備え付け設備として、照明(天井取付)、換気扇、コンセント2口×2個(15A)、エアコン、水道があります。なお、水道の室内における給水及び排水管やシンク等の設備は入居者が取付するものとします。また、施設備え付け設備以外の電話・FAX・陳列什器等の持ちこみを行う資産に係る費用は、各自負担とします。
 - ②出店者の事由で発生したゴミ(可燃物・不燃物・ビン・缶・その他)は、出店者が責任を持って管理し、地域のルールに従って処分してください。
 - ③電気料・水道料は、原則本町が負担します。
 - ④駐車スペースは、原則1台分のみとします。なお、駐車する場所は、別途指示します。
- ※電気・水道を含む施設備え付け設備の増強・変更等は原則認めませんので、注意してください。

11. その他(注意事項)

- ①申込する際には、添付資料含む「チャレンジショップ出店申請書」(様式1)に記載されている内容を必ず確認してください。
- ②ご不明な点やお尋ねしたい点については、応募前に必ずご確認ください。
- ③4月上旬までは当該スペースでチャレンジショップとして YasumiYasumi 様が営業中ですので、直接現地を訪問し、下見することはお控えください。下見を希望する場合は、事務局に事前に連絡してください。

12. 事務局

水巻町役場 企画課企画係(担当:木下)

〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号

電話 093-201-4321

FAX 093-201-4423

MAIL kikaku@town.mizumaki.lg.jp